

## 第1号様式

### 介護サービス・介護予防サービス計画作成時の情報提供における確約書

#### (目的)

第1条 この確約書は、藤枝市（以下「甲」という。）が管理している認定調査内容及び主治医意見書を居宅介護支援、介護予防支援、施設サービス、認知症対応型共同生活介護、看護小規模多機能型居宅介護、特定施設入居者生活介護、小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に係る契約を締結している事業者（以下「乙」という。）が利用し、介護サービス・介護予防サービス計画を作成すること（以下「業務」という。）に関し、個人情報の利用等の制限をすることにより個人情報の保護を行うことを目的とする。

#### (基本的事項)

第2条 乙は、個人情報保護の重要性を認識し、業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適切に取り扱わなければならない。

#### (利用の制限)

第3条 乙は、甲から提供された個人情報を業務以外に利用してはならない。ただし、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）第13条第25項及び第27項により必要がある場合は、この限りではない。

#### (提供の制限)

第4条 乙は、甲から提供された個人情報を第三者に提供してはならない。ただし、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準第13条第25項及び第27項により必要がある場合は、この限りではない。

#### (秘密の保持)

第5条 乙は、次に掲げることをしてはならない。この場合において、業務が終了し、又は解除された後においても同様とする。

- (1) 業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせること。
- (2) 情報を改ざんし、又は盗用すること。
- (3) 認定調査内容及び主治医意見書を、他人はもとより本人や家族に対し、見せたり、知り得た情報を伝えること。

#### (適正管理)

第6条 乙は、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

#### (複写又は複製の禁止)

第7条 乙は、業務を実施するために甲から引き渡された個人情報が記録された認定調査内容及び

び主治医意見書を、複写し、又は複製してはならない。ただし、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準第13条第25項及び第27項により必要がある場合は、この限りではない。

(資料等の返済等)

第8条 乙は、業務を実施するために甲から引き渡された個人情報記録された認定調査内容及び主治医意見書は、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(従事者への周知)

第9条 乙は、業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その事務の関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならないこと及び契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

(実地調査)

第10条 甲は、必要があると認めるときは、乙が業務の実施に当たり取り扱っている個人情報の状況について、随時実地に調査することができる。

(事故報告)

第11条 乙は、個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざん等の事故が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(損害賠償)

第12条 甲は、乙がこの確約書に違反した場合には、乙に対し損害賠償の請求をすることができる。

(確約期間)

第13条 本確約書の有効期間は、締結日から該当年度末までとする。

この確約書に定めるもののほか必要な事項は、甲、乙協議のうえ決定する。

上記の確約書の成立を証するため、この確約書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自その1通を所持する。

令和 年 月 日

藤枝市岡出山一丁目11番1号

甲 藤枝市

藤枝市長 北村正平

乙